

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税課税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、軽自動車税課税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、4月1日現在において軽自動車税の対象となる車両の主たる定置場所在地を本市としている車両の所有者に対して軽自動車税を賦課決定し通知する。</p> <p>原動機付自転車等本市が登録並びに廃車を行う車両についての登録、廃車事務を行い、ナンバープレートを交付、回収する。また、他市町村が登録している車両についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りればナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。そして、本市で登録している車両について他市町村で廃車を受け付けたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートを回収してもらう。</p> <p>さらに、軽自動車検査協会や運輸局にて登録、廃車された車両について異動通知を受け付ける。</p> <p>【番号法別表に関する事務】</p> <p>①軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。</p> <p>②原動機付自転車等本市が登録並びに廃車を行う車両の申請受付。</p> <p>③本市で受け付けた他市町村で登録された車両の廃車について、当該市町村に照会し許可が下りればナンバープレートを回収し通知する。また、他市町村で受け付けしてもらった、本市で登録されている車両についての照会に回答し、ナンバープレートを回収してもらい通知を受理する。</p> <p>④軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車両の異動通知の受理。</p> <p>⑤警察から車両の所有者等に関する照会。</p>
③システムの名称	軽自動車税、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表の24項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令  (情報提供の根拠)  なし(軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)  (情報照会の根拠)  第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の第48項</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民生活部 税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税務課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>なし</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Tel.092-408-9842</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Tel.092-408-9842</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

